

尼崎市企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書

1 業務名

尼崎市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 目的

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を利用した寄附を検討する企業（以下「寄附見込企業」という。）に尼崎市地方創生事業への寄附を働きかけ、寄附の獲得を目指す。

3 契約の期間

契約締結日から契約締結年度末まで

4 委託業務内容

受託者は、下記のいずれか、又は複数の手法の組み合わせにより、本市の企業版ふるさと納税による寄附獲得を支援すること。

なお、(1)及び(2)については、必須とする。

- (1) 寄附見込企業に対する尼崎市地方創生事業の紹介及び企業版ふるさと納税制度の説明
- (2) 寄附見込企業の新規開拓及び本市に対する寄附見込企業の紹介
- (3) 寄附見込企業の関心を引く事業選定及びPR方法に係る助言、情報提供等
- (4) そのほか、本市の寄附獲得に資する支援

5 委託料

- (1) 委託料の算定について

委託料の算定は成功報酬型とし、受託者が尼崎市に対して、寄附見込企業を紹介して、寄附に至った場合、次の計算式により算出した委託料額を支払うものとする。

成功報酬型：寄附金額×受託料率（1円未満の端数は切り捨てとする）

※上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

- (2) 委託料の支払について

受託者は、3月末日までに委託者から通知される受託者の活動によって行われた年間の寄附金額をもとに、4月10日までに委託者へ請求するものとし、委託者は適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。

6 業務の進捗報告

本業務の受託者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対し、報告を行うこと。特に、想定以上の寄附が見込まれる場合は、受託者は速やかに尼崎市へ報告すること。

7 準拠する法令等

本業務実施に当たっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規定等に準拠

して行うものとする。

- (1) 尼崎市財務規則（尼崎市公営企業局会計規程）
- (2) 個人情報保護法等その他関連法令及び条例

8 法律の厳守等

受託者は、契約の履行に当たり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するとともに、下記に示すほか委託者の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守しなければならない。
なおこれらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。
- (2) 受託者は、常に中立性を保持しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た事項について、守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を委託者の許可なく使用又は、利用してはならない。

9 再委託について

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本業務の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本業務の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関連する法令及び実施要領のほか、国が示す実施要領、Q&A等及び委託者の指示に従いながら進めなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の間で協議のうえ決定するものとする。

以 上